



大和銀行株主代表訴訟に係る大阪地裁の判決について

社団法人 経済同友会 代表幹事 小林 陽太郎

今回の大阪地裁の判決は、経営責任の重大さと経営トップの自らを律する経営姿勢の重要さを再認識させた。

判決の賠償金額の当否をコメントする立場にはないが、額の巨大さは想像をはるかに超えるものである。株主代表訴訟制度についての提訴資格や企業の訴訟参加等に関して、見直しの必要性を改めて提示したと考える。

以上